日容包リ発第 8-248 号
令和８年 10 月 28 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
業務執行理事
プラスチック容器事業部長　吉田　雅治

落札単価の変動について（プラスチック資源循環促進法関係）

委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係）第 3 条(業務実施)第 2 項について、お問い合わせがありましたので内容を補足いたします。

第３条第２項本文には、「再商品化事業者を変更又は追加する場合」において、落札単価に変更がある可能性が示されるとともに、変更があった場合において協議がなされる旨が定められています。通常であれば、再商品化事業者が変更又は追加されることはありませんが、予測不能な天災、事故又は重大な設備故障等のやむを得ない事情が生じ、再商品化事業者による処理の継続が困難となった場合には、再生処理事業者を変更又は追加する場合がございます。その際は改めて指名競争入札等を行い、再商品化事業者の選定を行うこととなります。

この指名競争入札等による選定結果によっては、落札単価が上がることもあり、それに伴い、市区町村及び一部事務組合等に対し、追加のご負担をお願いしなければならない可能性もございます。当協会としましては、協議を行うことにより、本委託契約を円滑に継続実施できるように尽力したいと考えてはおりますが、どうしても協議が整わないような場合には、契約の継続が困難になる可能性がありますことご理解いただき、お申込みいただきますようご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

【参考】
（業務実施）
第３条　（略）
２　乙は、再商品化事業者を変更又は追加する場合で、第６条で定める落札単価に変更が生じるときは事前に甲と協議する。但し、落札単価に変動が生じないときは、乙は決定後遅滞なく甲に通知するものとする。

※　甲は市町村、一部事務組合等、乙は日本容器包装リサイクル協会となります。

本件お問い合わせ先：
プラスチック容器事業部　雨谷　連絡先：03-5532-8607
松原　連絡先：03-5532-8605
片山　連絡先：03-3528-8025

以上